

市議会のしくみ

市議会の役割や、市長・市民・市議会との関係など、市議会のしくみについてお伝えします。

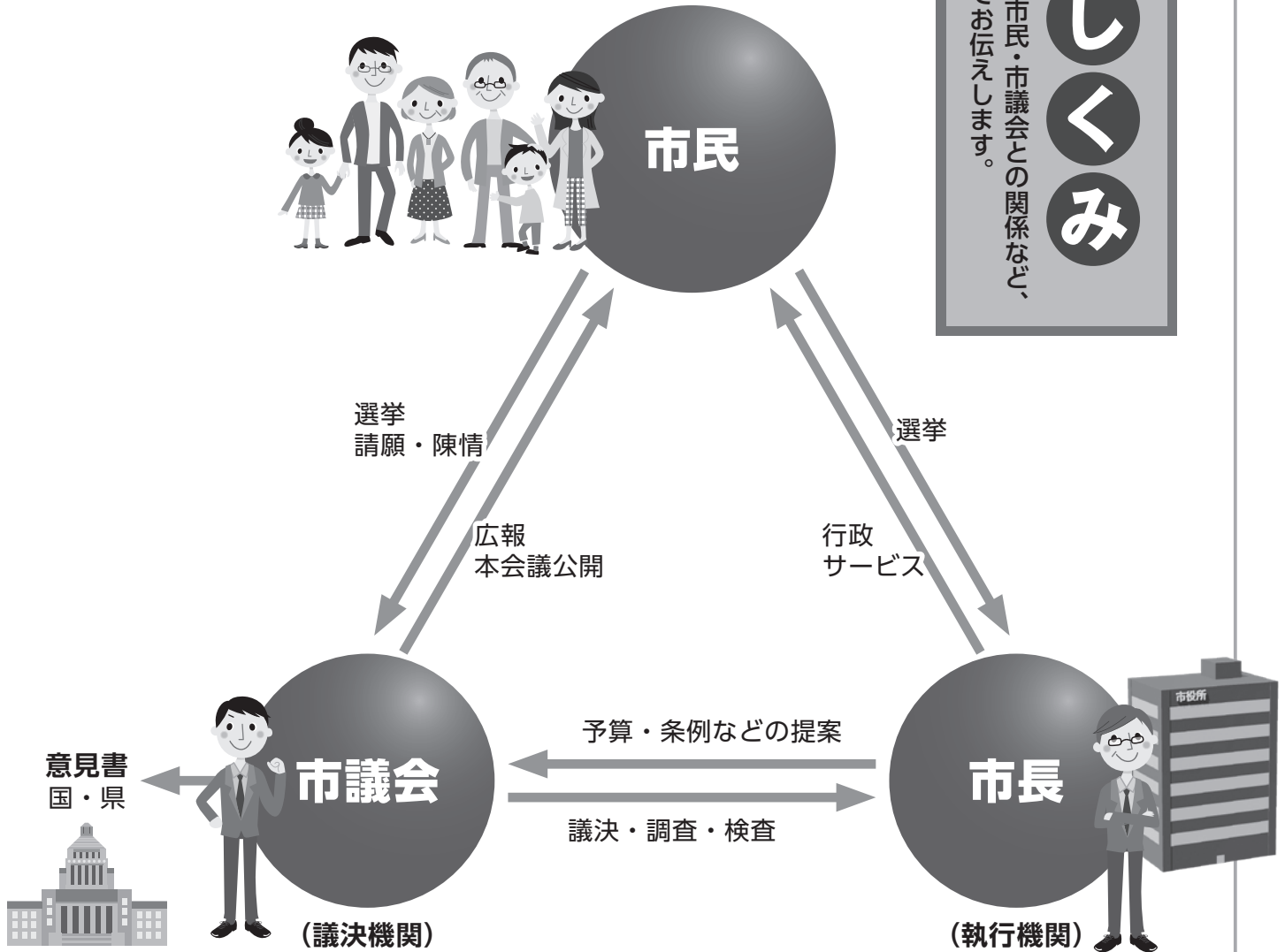
1 市民と市議会と市長

市役所は、福祉や教育など市民生活に密着した仕事（市政）をしています。市政には、市民の意見が十分反映されなければなりません。

しかし、市民全員が集まり市政を運営することは困難です。市民の代表である市議会や市長が中心となって市政を運営しています。

市長は市民のための住みよいまちづくりを進め、市議会は、市長が市政を行うために必要な予算や条例などを決めていきます。

このような働きから市長を執行機関、市議会を議決機関といいます。市議会と市長は、独立・対等の立場にあり、お互いにけん制・協力し合って、より良い市政の実現を目指しています。



2 市議会の構成

◆議員

市内に住んでいる満25歳以上で選挙権のある人なら市議会議員に立候補できます。

吉川市議会は、定数20人の議員で構成されています。議員の任期は4年です。（現議員の任期 令和6年2月5日から令和10年2月4日）

◆議長・副議長

議長と副議長は議員の中から選挙されます。

議長は市議会を代表し、議会の秩序を保ち、会議の進行、議会内の様々な事務を処理します。

副議長は、議長を補佐し、議長が病気などのときには、議長の代理を務めます。

◆会派

市政に対し同じ意見や考え方を持った議員でグループを作り活動しています。このグループを会派といいます。

吉川市議会には、現在6つの会派があります。